



熊本県公報

第12753号
平成30年8月31日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 1
○漁船保険義務加入同意の承認(三角加入区)	(団体支援課) 1
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(岱明加入区)	() 2
○平成30年9月熊本県議会定例会の招集	(財政課) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○造成宅地防災区域の指定	(建築課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	() 3
○平成30年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験	(市町村課) 4
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
○道路の供用開始	() 5
○道路の供用開始	() 5
公 告	
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 6
○農用地利用配分計画の認可	() 6
○農用地利用配分計画の認可	() 7
○農用地利用配分計画の認可	() 7
○農用地利用配分計画の認可	() 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	() 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	() 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	() 9
○建築士法による聴聞の実施	() 10
○大規模小売店舗立地法に基づく新規届出	(商工振興金融課) 10
○大規模小売店舗立地法に基づく新規届出	() 11
○道路の位置の指定	(建築課) 12
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課) 12
○農用地利用配分計画の認可申請	() 12
登 載 依 頼	
○平成30年度熊本県エイズ対策会議の開催	(エイズ対策会議) 13
○技能教育施設の所在地の変更	(高校教育課) 13

告 示

熊本県告示第686号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 水俣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 水俣都市計画道路事業3・6・13号 袋インター線
- 3 事業施行期間 平成30年8月31日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県水俣市袋字一ツ橋、字永尾、字橘地内
使用の部分 熊本県水俣市袋字永尾、字橘地内

熊本県告示第687号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、三角加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第688号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めると、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
岱明加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
玉名市岱明町扇崎878番地 廣田 義治
玉名市岱明町鍋807番地 林 龍治
玉名市岱明町高道1636番地 田上 幸昌
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
岱明漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成30年8月31日から平成30年9月14日まで
- 5 縦覧場所
岱明漁業協同組合

熊本県告示第689号

平成30年9月14日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第690号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
共生型デイサービス サン・フレンズ光の森 菊池郡菊陽町光の森四丁目12番地3	株式会社HLC 合志市豊岡2527番地425 上入佐 正幸	平成30年8月23日	4352200317	共生型放課後等デイサービス

熊本県告示第691号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

杉堂1地区（大規模）

上益城郡益城町大字杉堂字城ヶ峯13番1、13番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、13番6、48番1、48番1地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、48番1地先の道、48番2、52番1、52番2、53番1、53番2、54番1、54番3、54番4、54番5、55番1、55番2、55番2地先の水、55番3、55番4、56番4、57番1、57番3、57番5、58番、59番、60番、61番、61番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

上益城郡益城町大字杉堂字東68番、69番、70番、71番、72番、73番1、73番2、74番、76番1、76番2、76番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、76番3、76番4、77番1、77番2、77番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、78番、79番、80番、80番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）

す部分に限る。)、83番2、84番、84番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、84番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、84番地先の道の地先の水、101番2

上益城郡益城町大字杉堂字潮井1397番、1397番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1399番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、1399番4の一部(次の図に示す部分に限る。)、1399番7、1399番8、1400番、1401番、1402番、1402番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

上益城郡益城町大字杉堂字後迫1403番、1404番、1405番、1441番、1442番、1443番、1444番、1446番1、1446番2、1446番3、1447番、1448番、1449番、1450番、1452番、1453番、1454番、1455番3、1457番1、1457番2、1458番、1459番、1460番、1461番、1462番、1463番1、1464番1、1464番2、1465番、1466番、1467番1、1467番4、1468番、1469番、1470番、1470番地先の道、1471番1、1472番1、1472番2、1473番1、1473番2、1473番3、1474番、1475番1、1476番、1476番1、1478番1、1478番2、1479番1、1480番1、1481番、1483番1、1483番3、1484番1、1485番1

上益城郡益城町大字杉堂字芭蕉1487番1、1494番1、1494番1地先の道、1494番2、1495番1、1495番3、1498番1、1498番2、1498番2地先の水、1499番5、1499番5地先の水、1500番、12番3地先の水

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第692号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡湯前町字蔵ノ本 2604番9地先から 球磨郡湯前町字松原 2214番地先まで	前	8.2 ～ 11.3	224.3	防交安 (交通安全)
			後	9.8 ～ 28.3		

2 区域を変更する期日 平成30年8月31日

熊本県告示第693号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町江栗字大谷 405番地先から 同所 405番地先まで	前	9.8 ～ 15.4	75.3	防交安 (迂回路設置)
			後	9.8 ～ 15.4 8.1		

			～ 13.9	71.5
		玉名郡和水町江栗字大谷 335番地先から	前 18.9 ～ 37.9	139.7
		同所 350番地先まで	後 18.9 ～ 37.9	139.7
			11.1 ～ 16.9	59.2

2 区域を変更する期日 平成30年8月31日

熊本県告示第694号

平成30年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の応募資格及び受付期間が定められ、試験期日、試験場及び連絡先を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により告示する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 応募資格（男女共通）
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者
- 2 受付期間（男女共通）
平成30年7月1日（日）から9月7日（金）までとする。
- 3 試験期日（男女共通）
平成30年9月22日（土）
- 4 試験場
受付時又は受験票交付時に指定する。
- 5 その他
上記試験以外の自衛官候補生募集は通年実施する。詳細については自衛隊熊本地方協力本部のホームページに掲載する。
- 6 連絡先の名称・位置等
(1) 各募集事務所

名 称	住 所	電 話 番 号
自衛隊熊本地方協力本部	〒860-0047 熊本市西区春日二丁目10番 1号 熊本地方合同庁舎B棟 3階	096-297-2051
熊本分駐所	〒860-0047 熊本市西区春日二丁目10番 1号 熊本地方合同庁舎B棟 3階	096-297-2054
熊本募集案内所	〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番 53号 熊本第二合同庁舎1 階	096-372-0045
宇城募集案内所	〒869-0451 宇土市北段原町15番地 宇 土合同庁舎2階	0964-23-2047
玉名地域事務所	〒865-0016 玉名市岩崎273番地 玉名 合同庁舎5階	0968-72-4211
山鹿地域事務所	〒861-0501 山鹿市山鹿417番地	0968-43-7457
菊池分駐所	〒861-1306	0968-24-2772

	菊池市大琳寺239番地 本 田ビル2階	
八代出張所	〒866-0883 八代市松江町526番地3	0965-33-7001
水俣地域事務所	〒867-0042 水俣市大園町一丁目11番5 号 水俣商工会議所2階	0966-63-5863
人吉地域事務所	〒868-0008 人吉市中青井町320番地1 3	0966-22-4704
天草駐在員事務所	〒863-0034 天草市浄南町1番地13	0969-22-3349
阿蘇地域事務所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4546 番地3	0967-22-4575

(2) 自衛隊熊本地方協力本部ホームページアドレス
<http://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/>

熊本県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知 火線	宇土市網津町字東谷 2246番1地先から 同所 2246番1地先まで	前	21.3 ～ 46.1	31.0	防交安 (改築)
			後	21.3 ～ 46.5	31.0	

2 区域を変更する期日 平成30年8月31日

熊本県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年8月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大浜小天 線	玉名市大浜町字上屋敷 536番4地先から 玉名市大浜町字下川原 2163番3地先まで	1045.0	

2 供用を開始する期日 平成30年9月4日

熊本県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の

供用を開始する。

その関係図面は、平成30年8月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石 1037番1地先から 同所 1044番2地先まで	214.7	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成30年9月7日

公 告

熊本県公告第502号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人鶴喰 なの花村	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字寺ノ前2243番ほか9筆
宮川 信之	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町田上字女原2022番3ほか3筆
前田 正秀	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久新開町字大井手東割77番4ほか2筆
豊本 新一	八代市鏡町北新地	八代市鏡町貝洲字老番割34番1ほか4筆
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市鏡町北新地字四番割787番1ほか4筆
古閑 俊一	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字永田1512番ほか4筆
本山 満	八代郡氷川町若洲	八代郡氷川町若洲字八番割357番
永田 信二	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字永野原450番1ほか4筆
福本 弘	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字下鶴2720番2
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深 田西	球磨郡相良村大字川辺字堀内3982番

2 認可年月日

平成30年8月24日

熊本県公告第503号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

田上 安幸	上益城郡甲佐町横田	下益城郡美里町大沢水字大原1413番
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字宮園1040番1ほか5筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下仲間字堂園1085番1
後藤 孝一	上益城郡甲佐町船津	上益城郡甲佐町大字世持字森本366番2
渡辺 勝臣	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町御所字葛窪ケ迫新30番115ほか46筆
農事組合法人奥阿蘇くさかべ	阿蘇郡高森町草部	阿蘇郡高森町大字草部字灰原2549番1ほか6筆
白石 福男	阿蘇郡高森町河原	阿蘇郡高森町大字河原字赤佐渡411番
安藤 吉孝	阿蘇郡高森町河原	阿蘇郡高森町大字河原字赤佐渡414番1ほか18筆
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字見瀬鶴2631番1ほか5筆
中村 和章	阿蘇郡南阿蘇村一関	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字桶池320番1ほか7筆
後藤 亮介	阿蘇郡南阿蘇村白川	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字北豆塚2367番ほか1筆
佐藤 順一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字赤迫1860番ほか10筆
佐藤 順一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字山田原1721番1ほか1筆

2 認可年月日
平成30年8月24日

熊本県公告第504号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河野 直行	宇土市善道寺町	宇土市栗崎町字上竹36番1ほか1筆
田代 良一	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟738番ほか1筆
清田 雄一郎	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字千丁無田807番660ほか2筆
佐藤 哲治	阿蘇市狩尾	阿蘇市乙姫字東無田下356番1ほか10筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市蔵原字上無田371番1ほか10筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市蔵原字下無田302番
農事組合法人水穂やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市一の宮町中通字小肥足994番2ほか147筆
佐伯 俊二	阿蘇市山田	阿蘇市山田字竹ノ脇409番1ほか3筆

2 認可年月日
平成30年8月24日

熊本県公告第505号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
稲倉 隆夫	合志市豊岡	菊池郡大津町大字杉水字迎原80番1ほか3筆
有限会社吉岡農園	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字中尾927番
有限会社火の国ファーム	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5724番3
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	菊池郡菊陽町大字辛川字下乙若2550番
水谷 家津雄	熊本市東区吉原町	菊池郡菊陽町大字辛川字久保1874番
川上 涼	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪707番ほか4筆 〔一時利用地 荒尾市川登字大坪9番1ほか1筆〕
西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪689番ほか3筆 〔一時利用地 荒尾市川登字井手口1番2〕
内田 浩明	荒尾市府本	荒尾市川登字中牟田1020番 〔一時利用地 荒尾市川登字井手口2番4〕
内田 浩明	荒尾市府本	荒尾市川登字井手口1115番ほか6筆 〔一時利用地 荒尾市川登字中牟田2番5ほか1筆〕
木下 照男	荒尾市樺	荒尾市川登字大坪698番ほか12筆 〔一時利用地 荒尾市川登字中牟田2番8ほか4筆〕
西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字井手口1140番5ほか3筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉北方字上川成118番2
末永 真一	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字上牟田58番46ほか1筆

2 認可年月日

平成30年8月24日

熊本県公告第506号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
永田 裕真	菊池市七城町高島	菊池市七城町高島字日出来1090番1ほか2筆
島田 俊朗	菊池市七城町高島	菊池市七城町高島字島の後346番1ほか1筆
菊永 光作	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字西通口475番ほか2筆

株式会社有機農場	菊池市七城町菰入	菊池市七城町加恵字権現給950番1ほか4筆
有限会社清泉SHファーム	菊池市七城町橋田	菊池市七城町加恵字山渡瀬1010番1
工藤 健正	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字小鶴2414番2
青木 伸二	菊池市旭志尾足	菊池市旭志尾足字西鶴1040番1ほか2筆
青木 義行	菊池市旭志川辺	菊池市旭志川辺字上蛙石882番
農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字山ノ尻3723番ほか92筆
山口 敬之	球磨郡錦町西	人吉市東漆田町字栗ノ丸2419番ほか6筆
農事組合法人万江の里	球磨郡山江村万江甲	人吉市上原田町字菖蒲字小園229番1ほか1筆
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字札ノ下5060番2ほか4筆
浪床 耕三	天草市新和町大宮地	天草市新和町大宮地字轟4061番
吉本 勝喜	天草市新和町碓石	天草市新和町大宮地字中鶴4222番ほか3筆
下田 恭平	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字七重崩11638番ほか25筆

2 認可年月日
平成30年8月28日

熊本県公告第507号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字駄飼場2445番1
452.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市野々島2445番地
平田 勇一
平田 真央

熊本県公告第508号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保2000番150
2,016.56平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2022番地2
有限会社辻不動産

熊本県公告第509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字畠田81番1、同81番4及び同81番5
1,719.58平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市中央区今川一丁目12番38号
株式会社サンコーライフサポート

熊本県公告第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字向野1656番76
255.16平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市立願寺135番地1
株式会社かずやハウジング

熊本県公告第511号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第2項の規定により聴聞を次のとおり実施する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 聴聞の日時
平成30年9月10日 午後2時
- 2 聴聞の場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館11階 1101会議室
- 3 聴聞の主宰者
熊本県土木部建築住宅局建築課 審議員 折田義浩

熊本県公告第512号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターニシムタ合志店（フード&ガーデン館）
合志市竹迫土地地区画整理地内（3街区）
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ニシムタ 代表取締役 西牟田 敏明	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ニシムタ 代表取締役 西牟田 敏明	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年4月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,395平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - 駐車場No.1 建物西側 349台
 - 駐車場No.2 建物敷地南側 108台
 - 合計 457台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - 建物西側 50台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - 建物東側 247平方メートル
 - 建物西側 65平方メートル
 - 合計 312平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場No.1 24時間
駐車場No.2 午前6時30分～午後10時00分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
駐車場No.1 3箇所 建物敷地西側及び南側
駐車場No.2 2箇所 建物敷地南側隔地駐車場北側
合計 5箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
平成30年8月17日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部総務部振興課
平成30年8月31日から平成31年1月4日まで

熊本県公告第513号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターニシムタ合志店（ホーム&DIY館）
合志市竹迫土地地区画整理地内（5街区⑥）
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ニシムタ 代表取締役 西牟田 敏明	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ニシムタ 代表取締役 西牟田 敏明	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年4月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,823平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
駐車場No.1 建物西側 121台
駐車場No.2 建物敷地南側 81台
合計 202台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 65平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 23.77立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時間 午前7時 閉店時間 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場No.1 午前6時30分～午後10時30分
駐車場No.2 午前6時30分～午後10時00分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
駐車場No.1 2箇所 建物敷地北側及び南側
駐車場No.2 2箇所 建物敷地南側隔地駐車場北側
合計 4箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- 24時間
- 8 届出年月日
平成30年8月17日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部総務部振興課
平成30年8月31日から平成31年1月4日まで

熊本県公告第514号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字引水497番地1
- 2 築造者の氏名 M・K企画合同会社
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字森字居島772番2
- 4 道路の幅員 6.50メートルから6.90メートルまで
- 5 道路の延長 89.37メートル
- 6 指定年月日 平成30年8月2日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第122号

熊本県公告第515号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年8月31日から同年9月13日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
福崎 和雄	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字久保2692番1
田中 雅也	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡あさぎり町免田西字水無3393番3ほか1筆
吉松 洵右	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡あさぎり町免田西字本目3225番1
株式会社のどか	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字庚申1152番1
荒川 隆司	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字高原182番1ほか3筆
荒川 隆司	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1252番ほか1筆
福丸 功	上天草市松島町教良木	上天草市松島町教良木字ニカキ2101番ほか2筆

- 2 申請年月日
平成30年8月22日

熊本県公告第516号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年8月31日から同年9月13日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成30年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
--------------	---------------

氏名又は名称	住 所	
農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字掛橋3385番ほか1筆
恒松 信孝	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字開田4397番1ほか7筆
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市下戸越町字浜ノ尻54番ほか5筆

2 申請年月日
平成30年8月23日

登載依頼

熊本県エイズ対策会議公告第1号

平成30年度熊本県エイズ対策会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成30年8月31日

熊本県エイズ対策会議
座長 松下修三

- 1 開催日時
平成30年9月18日（火）
午後6時30分から午後8時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 2階職員研修室
- 3 議題
(1) エイズ患者等の発生状況について
(2) 熊本県におけるエイズ対策について
(3) 意見交換
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症・新型インフルエンザ対策班
(電話096-333-2240)

熊本県教育委員会告示第17号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、学校法人創志学園から次のとおり技能教育施設の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。
平成30年8月31日

熊本県教育長 宮尾千加子

変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
熊本県熊本市中央区上通町一丁目1番NK第1ビル2F	熊本県熊本市中央区新大江一丁目27番2号	平成30年9月1日